

意見書案 (令和4年11月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	旧統一協会の解散命令の請求等を求める意見書 (案)	日本共産党	1
2	「マイナンバーカード取得義務化」及び「健康保険証の原則廃止」の撤回を求める意見書 (案)	日本共産党	2
3	2023年10月からのインボイス制度導入の中止を求める意見書 (案)	日本共産党	3
4	介護保険のさらなる改悪の中止を求める意見書 (案)	日本共産党	4
5	年金の引き下げをやめ、給付を増やす改革を求める意見書 (案)	日本共産党	5
6	日本国憲法を生かし平和的外交努力を尽くし、軍事費増強のみに傾くことなく医療、子育て・教育、年金などに予算を組み替えることを求める意見書(案)	立憲無所属	6
7	人権を尊重し、多様性ある社会を実現するための法整備等を求める意見書 (案)	立憲無所属	7
8	介護保険制度の見直しに関する意見書 (案)	市民の広場	8
9	マイナンバーカードを「マイナ保険証」とすることに対し、見直しを求める意見書 (案)	市民の広場	9

旧統一協会の解散命令の請求等を求める意見書（案）

岸田首相は10月19日、宗教法人の解散命令請求が認められる根拠を刑事罰に限定するとした答弁を一夜にして修正し、「民法も該当する」としました。旧統一協会の民法上の不法行為責任を認める判決はすでにたくさん出されており、ただちに解散命令を請求すべきです。

岸田首相は、解散命令請求にあたっては、宗教法人の不法行為に組織性、継続性、悪質性があるかなど具体的な事実を積み上げる必要があるとしていますが、岸田首相が「質問権」行使の根拠として2016年と2017年の旧統一協会の組織的な不法行為責任を認めた判決を自らあげており、組織性はすでにはっきりしています。

また、全国霊感商法対策弁護士連絡会から文化庁に対して、旧統一協会の調査や解散請求を求める申入れが繰り返し行われ、継続性も明らかです。

さらに、正体を隠した勧誘、財産収奪、集団結婚式などの旧統一協会の手法は、不安に乗じて心を支配し、信教の自由を侵害してきたことは、裁判でも悪質性が認められています。

朝日新聞の報道で、旧統一協会の友好団体が昨年の衆議院選挙と今年の参議院選挙の前に自民党の国会議員に対し、憲法改正や家庭教育支援法制定、日韓トンネルの実現推進などに賛同するよう明記した「推薦確認書」を提示し、署名を求めていることが明らかになりました。選挙への支援の見返りに、旧統一協会が掲げる政策への取組を求めたもので、「政策協定」ともいえる内容です。外国に本拠を置く団体が、自民党を通じて内政に干渉した疑惑も浮上してきました。重大問題です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の対策を求めます。

記

- 1 旧統一協会に対し解散命令を請求すること。
- 2 旧統一協会やその関連団体と政治家の癒着を徹底究明し公表するとともに、関係を完全に断ち切ること。
- 3 専門家や民間団体と連携し、被害の実態把握及び被害者救済を早急に進めること。
- 4 いわゆる「宗教二世」の当事者や親族等が継続して相談できる窓口を国が責任をもって設置すること。
- 5 学生等が経験・情報不足などにより反社会的な活動に取り込まれることがないように、高等学校・大学等の教育機関による周知・啓発の実施を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

消費者庁長官 宛て

衆議院議長

参議院議長

「マイナンバーカード取得義務化」及び「健康保険証の原則廃止」の 撤回を求める意見書（案）

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針）は、2023年4月から「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」、2024年度中には「保険者による保険証発行の選択制」を導入し、マイナンバー保険証に切り替える誘導を行い、これらを踏まえて「保険証の原則廃止」の方針を打ち出しました。

マイナンバーカードの取得は、国会で厚生労働大臣が認めているように、任意です。保険診療という生命健康に関わるサービスの利用を阻害しかねない保険証廃止の方針を打ち出すことは、事実上のマイナンバーカード取得強制であり、国民皆保険の理念に逆行します。

また、マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化は、システム導入に伴う多額の経費や維持費の発生や、コロナウイルス感染症への対応で逼迫している最前線の医療現場に大きな負荷をかけることが懸念されています。

よって文京区議会は、政府に対して、「マイナンバーカード取得義務化」及び「健康保険証の原則廃止」方針の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣
厚生労働大臣

宛て

2023年10月からのインボイス制度導入の中止を求める意見書（案）

来年10月から始まる消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入は、2019年、消費税率10%引き上げとセットで決定されたもので、消費税率の変更を伴わない増税策です。

政府はインボイス導入の口実に税率の違いをあげますが、現在も8%、10%で納税が行われており、理由になりません。

業者は、客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて納税します。いま帳簿でおこなっている税の計算をインボイスですることが義務づけられます。年間売り上げが1,000万円以下は免税事業者とされ、インボイスを発行する必要はありません。しかし、課税事業者である発注業者はインボイスが無ければ仕入れ分を差し引くことができず消費税の負担が増えます。アニメーターなどのフリーランスが、規模の大きな取引先の課税事業者からインボイスを求められれば断るのは困難です。インボイスを発行する事業者は課税事業者となるので、売り上げが数十万円でも消費税を支払うことになり、事務負担も重くのしかかります。

小説家、脚本家、漫画家、イラストレーター、フリーライターなどのフリーランスなどとともに小売店、飲食店、町工場、シルバー人材センターの会員、一人親方など新たな課税事業者は1,000万人に及ぶ可能性があり、「多様な働き方」は成り立たなくなります。

日本税理士会連合会は、負担軽減措置を講じるまでインボイス制度の導入を延期するよう求めています。また、東京税理士会連合会は、取引排除の恐れがある等の理由で、制度導入に反対しています。全国青色申告会総連合も廃止か凍結して現行方式を堅持するよう求めています。

フリーランスの人たちなどを追い込むインボイスは中止すべきであり、なにより消費税の減税が不可欠です。

よって文京区議会は、政府に対して、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）を中止するとともに、消費税率を引き下げるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣

宛て

介護保険のさらなる改悪の中止を求める意見書（案）

厚生労働省の社会保障審議会が、来年の通常国会提出予定の介護保険法改定案の策定に向けた議論を本格化させています。厚生労働省が今年10月31日に同部会に示した検討項目は、介護保険サービスを使うことを抑え込む仕組みづくりや、利用者が負担する費用をさらに重くする内容が数多く盛り込まれました。

その一つが、要介護1、2の「軽度者」が利用する生活援助サービスを、介護保険の給付対象から除外するというものです。「軽度者」をめぐっては、すでに要支援1、2の訪問・通所介護が2014年の介護保険法改悪によって保険給付から外され、市区町村の裁量で行われる「総合事業」に移されました。しかし、「総合事業」は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保などで格差があり、全ての利用者に同じサービスが保障されるか、大きな不安を残しているのが実態です。そのもとで、新たに要介護1、2まで保険給付の対象から外すということは、極めて乱暴な議論と言わなければなりません。

保険給付費を圧縮したい財務省などは、「軽度者」は「小さなリスク」であり、「自立で対応」することを求めますが、認知症などは、専門家が初期段階で微妙な変化に気づき、早期に対応してこそ進行を抑えることも可能です。「軽度者」対応を軽視するやり方は、介護状態を悪化させる高齢者を増大させ、かえって給付費を膨張させる結果にしかありません。だいたい、高い保険料を払い続けてきた人が、要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付に基づくサービスが使えないということは、「保険」という仕組みの在り方の根幹に関わる大問題です。

また、厚生労働省が、原則1割の介護保険料負担をめぐり、2、3割負担になる人を増やすことを検討項目に挙げたことも重大です。2割以上負担が「原則化」されるようなことになれば、経済的負担に耐えられない人が介護サービスから締め出される事態を続発させることになり得ます。さらに、ケアプラン作成の利用者負担の導入も検討されます。

今でも「介護保険が必要になっても使えない」「費用負担ができず利用を控える」などのことが、大きな社会問題になっています。厚生労働省が検討する方向は、利用者・家族に一層の苦難を強いるものです。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、暮らしをますます深刻化させる介護保険の改悪はやめるよう求めます。

以上、地方自治法第99条に規定の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

年金の引き下げをやめ、給付を増やす改革を求める意見書（案）

物価高騰の波が止まらない中、今年4月から75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料が多く都道府県で引き上げられ全国平均で過去最高になりました。10月からは、75歳以上で一定の所得がある高齢者の医療費窓口負担は1割から2割に2倍化され、介護保険料引き上げも繰り返されています。そして、食品も電気・水道も大幅に値上がりしている最中に年金が減額され、高齢者の生活にとって大打撃です。年金削減を中止し、高齢者も現役世代も“頼れる年金”が今必要です。

年金削減は、厚生労働省が示す標準的な例で、国民年金で年3,108円、厚生年金で（夫婦2人分）年1万836円の減額となりました。

内閣府の「高齢社会白書」によれば、「公的年金が主な収入源」と答える方は、60歳以上で67%に上ります。「物価高なのに年金を減らすのか」と怒りの声が上がっています。今年4、5月分以降の年金0.4%減額は、2～4年度前に賃金水準が下がったら、その分、年金を減らすという不当なルールを適用したためです。2018～2020年度の賃金変動はマイナスでした。

その間の賃金減少は安倍政権の失政によるものです。非正規雇用を拡大したうえ、最低賃金の引き上げなど政治の責任を果たしませんでした。その結果が物価高の今、年金受給者に押し付けられています。ドイツでは昨年の賃上げを反映させ旧東独部で6.12%、旧西独部で5.35%と7月から年金を増額しています。日本と対照的です。

年金の削減は消費を冷え込ませ、賃金に影響を及ぼし、そして年金の給付額を引き下げるという悪循環を生むこととなります。マクロ経済スライドによる“減る年金”を抜本的に改める必要があります。高額所得者が優遇される保険料を見直す、巨額の年金積立金を給付に活用するなどの改革が求められます。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、物価高騰の中で高齢者の生活を守り、社会保障制度への国民の信頼を取り戻すため、年金削減をやめ、給付を増やすよう政府に強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

日本国憲法を生かし平和的外交努力を尽くし、軍事費増強のみに傾くことなく
医療、子育て・教育、年金などに予算を組み替えることを求める意見書(案)

ロシアによるウクライナ軍事侵略開始から8ヶ月が経過しました。多くの犠牲者や避難民を出し悲惨な事態が続いています。国際世論でロシアを包囲し、侵略戦争の停止と核兵器を絶対に使わせないための外交努力を、平和憲法を持つ日本政府こそが先頭に立つて行うべきです。

しかし、国会内では、国内総生産（GDP）比2%以上の防衛費の大幅増を行い、5兆4千億円規模の軍事予算の拡充を求める声が出ています。敵基地攻撃能力の保有、9条改憲がだされ、一部には「核兵器保有」の主張まで行われています。相手に脅威を与える攻撃型兵器は持てないという、政府のこれまでの「専守防衛」の立場をくつがえす予算内容です。

しかも、米国からの高額兵器の購入代金を複数年度に、分割して支払う「新規後年度負担」の方法がとられています。実質的なローン制度で、購入代金の一部しか単年度予算に計上されないため予算総額は小さく見えますが、支払いきれなかった部分は次年度以降の「ツケ」として残ります。ローン残高は膨らみ続け、年間の防衛費全体を上回る規模になっていきます。「軍事対軍事」「核対核」の危険な道に日本を引き込もうとするものです。日本の進むべき道は核兵器禁止条約に参加し、核廃絶の先頭に立つことです。物価高が続く中、国民生活を守るため予算を医療、子育て・教育、年金など暮らしのために振り向ける予算編成にすべきです。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、平和外交に尽力し国民生活を守るため、5兆4千億円の予算を医療、子育て・教育、年金など暮らしのために振り向ける予算編成にすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

防衛大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

人権を尊重し、多様性ある社会を実現するための法整備等を求める意見書（案）

性的指向・性自認が多様であることが知られるようになり、LGBTQ など性的マイノリティに対する理解も徐々に広がりつつあります。各地の自治体では、同性カップルを公的にパートナーとして認めるパートナーシップ制度の創設、性的指向・性自認を理由とする差別を禁止する条例を制定するなど、社会の多様性を認め合う取組が進められています。東京都においてもパートナーシップ宣誓制度を取り入れ、多様な性について正しい理解と認識を深める取組が始まりました。

他方で、こうした取組に逆行する動きもあります。一部の宗教団体から、「同性愛は後天的な精神の障害、または依存症」「同性愛の原因は親子関係にあり、擁護すれば同性愛者が増える、家庭と社会が崩壊する」といった主張がなされ、これを正当化し国政に反映する動きも見られます。

性的指向・性自認を理由とする差別は、個人の尊厳を傷つけ、自死のリスクが高いと指摘されている性的マイノリティの生命をおびやかすものです。また、こうした差別は、性的マイノリティに対する誤解や偏見を助長し、性的マイノリティ当事者が自分らしく生きることの妨げとなるばかりでなく、社会を抑圧し分断する悪影響があり、多様性ある社会の実現を阻害するものでもあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、性的マイノリティが日常生活や社会生活において差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や、行政機関等における差別禁止・職場や学校における差別解消等について定める法律の制定など、性的指向・性自認に関する差別の解消を実現するための法整備・環境整備を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

宛て

介護保険制度の見直しに関する意見書（案）

介護保険制度は円滑な保険給付実施のために、3年に一度見直しが行われます。厚生労働省は本年10月31日に2024年度改定に向けた見直しの論点をまとめ、社会保障審議会介護保険部会に提示しました。

介護保険制度は、2000年4月に「介護を社会で支える仕組み」として創設され、「老いの自立」「家族介護からの解放」と期待されました。しかし、今回の改定には、介護保険利用料の負担割合の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の訪問介護・通所介護の総合事業への移行、老健施設などの多床室の有料化、補給給付の見直しなど、利用者の負担増加や介護サービスの利用控えにつながったり、介護の質の低下を招く懸念のある論点がいくつかあります。

また、介護サービス利用者の増加に伴い、介護人材の不足は深刻な状況になっています。介護ロボットで置き換えられるサービスばかりではなく、人とのかかわりが認知症の改善等や介護度の改善にも貢献することを鑑み、介護従事者のさらなる処遇改善についても検討が必要です。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、今後の議論において下記の事項に留意することを強く要望いたします。

記

- 1 介護サービス利用者が必要なサービスを安心して利用できるよう、利用者負担の増加につながる見直しについては、慎重に議論を尽くすこと。
- 2 総合事業の移行に伴い、地方自治体の財政状況等を踏まえて国の負担割合を引き上げること。
- 3 介護人材確保や介護従事者の処遇改善のため、引き続き介護報酬の引上げなどに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

マイナンバーカードを「マイナ保険証」とすることに対し、見直しを求める意見書（案）

政府は2022年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」に基づき、マイナンバーカードに健康保険証の機能を組み込んだ、いわゆる「マイナ保険証」の普及のため、従来の健康保険証の原則廃止を目指す方針を定めました。

同年10月13日、河野太郎デジタル大臣は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードへ一本化する政府方針を示しました。

この間、マイナ保険証については、「病院窓口での受付がスムーズに」「より良い医療が可能に」「健康保険証としてずっと使える」などメリットが喧伝され、デメリットや危険性については議論が尽くされたとは言いがたい状況です。

むしろ国民は、マイナ保険証のためのマイナンバーカード取得は、本人が利便性と危険性を利益衡量して決めるものであり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第17条第1項の申請主義の趣旨に照らし、任意取得の原則に反すること、また、保険者による保険証発行の選択制導入にあたり、被雇用者・行政サービス受給者等加入者に対し、保険者・雇用者からマイナンバーカードを取得するように強い圧力がかかることを危惧しています。さらに、医療機関へのマイナ受付導入の原則義務化は、多額の経費を要し、既に運用を開始した医療機関の3割あまりがトラブルを抱えたことが報道されています。

岸田首相は現行保険証廃止への懸念を解消するために、関係官庁に検討会を設置する方針を明らかにしましたが、マイナンバーカードの普及促進に終始した議論に終わらせることなく、真摯な議論の展開を求めるものです。

よって、文京区議会は政府に対し、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 マイナンバーカードの取得は法で定められた任意の取得であることを鑑み、取得を原則義務化とするようなマイナ保険証への切り替えは速やかに見直すこと。
- 2 いかなる理由であれ、マイナンバーカードを持たない人が、保険料を納入しているにもかかわらず公的保険で医療が受けられないことが生じるような制度設計を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

デジタル大臣